

労働保険事務組合 加入のご案内



平成30年4月1日から、労働保険事務組合事業を始める予定で、委託者を募集しています。

I 労働保険への加入は義務です

「労働保険」は労働保険と雇用保険（失業保険）の総称で、従業員を一人でも雇用する事業主（農林水産は除く）は、法人・個人を問わず必ず加入の手続きを行い、労働保険料を納めなければなりません。（労働者災害補償保険法第3条、雇用保険法第5条）

事務組合は、雇用保険や労働保険の加入手続き、保険料の申告・納付に関する手続き、雇用保険の被保険者に関する手続きなどを事業主に代わって行います。

II 連合会への労働保険事務委託のメリット

- (1) 労働保険に加入できない事業主・家族従業者・役員も特別加入〈Ⅲ参照〉することができます。
- (2) 比較的安価な手数料〈Ⅳ参照〉で事務委託することができます。
- (3) 事務組合が一括して事務処理を行うので、煩雑な書類作成の手間や労働基準監督署・ハローワークへ出向かれる時間が省かれます。
- (4) 保険料を金額にかかわらず3回に分割納付することができます。
- (5) 実務経験豊富な、元大阪労働局労働保険担当者が事務処理を行います。

III 通常は加入できない事業主の労働加入もできます！～「特別加入制度」

通常、中小事業主（個人事業主、法人の役員、家族従業者）等は労働保険の対象とはなりません。労働保険は本来労働者の負傷、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度です。しかし、中小事業主等の方でも、雇用する労働者と一緒に同様の作業をする場合については、特別に加入できます。保険料は、労働者に適用されるものと同様です。

特別加入の申請をするには、①雇用する労働者について保険関係が成立していること、②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していることが必要です。



IV 委託・手数料等

連合会賛助会員及び連合会支部・地区労働基準協会の会員に限定し、「15,000円＋消費税（事業場規模1～4人）」から、となります。（事業場規模に応じて異なります）

V お問い合わせ・申込等

事業開始前に委託者を募集しています。お申し込みは、裏面の申込書を当連合会にお送り下さい。不明な点は、当連合会にお問い合わせ下さい。

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階 ☎06-6942-7401

労働保険事務委託依頼書

事業場名											常用労働者数	人	
事業場の所在地											雇用被保険者数	人	
労働保険成立状況 該当項目を○で囲む	労災・雇用の両保険成立、労災保険のみ成立、雇用保険のみ成立												
労働保険番号	府	県	所	管	轄	基	幹	番	号	枝	番	号	
概算労働保険料	平成 年度 概算保険料										円		

上記のとおり、貴団体が労働保険事務組合として、厚生労働大臣の認可を受けた後は労働保険事務の処理を委託します。

平成 年 月 日

(事業主)住所

氏名 印

電話番号

公益社団法人 大阪労働基準連合会長 殿